# 「個人情報の保護に関する基本方針」 の見直しの方針について

令和4年1月19日 個人情報保護委員会

# 現行の基本方針(2004年4月閣議決定、2018年6月一部変更等)の概要①

- 政府は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、「個人情報の保護に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定
- 基本方針は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという法の目的を実現するため、個人情報の保護に関する施策の推進の基本的な方向及び国が講ずべき措置を定めるとともに、地方公共団体、個人情報取扱事業者等が講ずべき措置の方向性を示すもの
- 政府として、官民の幅広い主体が、この基本方針に則して、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請するもの
- 第7条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする.
  - 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
  - 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
  - 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
  - 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
  - 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
  - 六 第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者、同条第5項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第6項に規定する 匿名加工情報取扱事業者並びに第51条第1項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に 関する基本的な事項
  - 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
  - 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 現行の基本方針(2004年4月閣議決定、2018年6月一部変更等)の概要②

#### 1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

- (1)個人情報をめぐる状況
- (2) 法の理念と制度の考え方
  - ①個人情報の保護と有用性への配慮 ②法の正しい理解を促進するための取組 ③各事業者の自律的な取組と各主体の連携
- (3) 国際的な協調
- (4)情報セキュリティ対策の取組

#### 2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

- (1) 各行政機関の保有する個人情報の保護の推進
- (2) 事業者の保有する個人情報の保護の推進
  - ① 個人情報の保護の推進に関する施策
  - ② 個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組
  - ③ 個別の事案への対応
  - ④ 広報・啓発、情報提供等に関する方針
- (3)個人情報保護委員会の活動状況等の公表
- (4) 個人情報の保護及び円滑な流通を確保するための国際的 な取組
- (5) 個人データに対する不正アクセス等への対応

#### 3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に 関する基本的な事項

- (1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進
- (2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援
  - ① 広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方
  - ② 地方公共団体の部局間の相互連携
- (3) 国・地方公共団体の連携の在り方

- 4 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 5 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置 に関する基本的な事項
- 6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための 措置に関する基本的な事項
- (1)個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報に関する事項
- (2)個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者が 取り扱う匿名加工情報に関する事項
- (3) 認定個人情報保護団体に関する事項
  - ① 認定個人情報保護団体に期待される役割
  - ② 個人情報保護指針等の策定・見直し

#### 7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

- (1) 事業者自身による取組の在り方
- (2) 認定個人情報保護団体の取組の在り方
- (3)地方公共団体における取組の在り方
- (4) 国民生活センターにおける取組
- (5)個人情報保護委員会における取組

#### 8 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

# 個人情報保護法及び基本方針に関する主な経緯

**2003年** (平成15年) 個人情報保護法成立 (2005年 (平成17年) 全面施行)

2004年4月 基本方針の策定



法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、 制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に 2008年4月 基本方針の変更

2009年9月 基本方針の変更

2015年(平成27年) 個人情報保護法改正(2017年(平成29年)全面施行)

2016年2月 基本方針の変更



3年ごと見直し規定が盛り込まれる 国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案 2016年10月 基本方針の変更

2018年6月 基本方針の変更

**2020年 (令和2年)** 6月成立:公布 3年ごと見直し規定に基づく初めての法改正

令和2年改正法

**2021年 (令和3年)** 5月成立・公布

デジタル社会形成整備法※に基づく法改正(官民一元化)

※「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する 法律」(令和3年法律第37号)第50条及び第51条 令和3年改正法

基本方針の変更

# 基本方針の主な変更内容

2004年4月2日 (平成16年) 基本方針の策定

### 2008年4月25日 (平成20年) 一部変更 (基本方針に基づく個人情報保護法の全面施行後3年見直し)

- いわゆる「過剰反応」への対応:積極的な広報啓発活動に取り組むことを宣言。また、国の行政機関、地方公共団体、独立行政 法人等の保有する個人情報の取扱いについて、法律・条例の適切な解釈・運用を図ることの重要性を明記。
- 個人情報の保護に関する国際的な取組への対応: OECD、APEC、EU 等で進められている国境を越えた取組を踏まえ、わが国として必要な対応を検討することの重要性を明記。
- 消費者等の権利利益の一層の保護:事業者の自主的な取組として、保有個人データの自主的な利用停止等、委託処理の透明化、利用目的の明確化、個人情報の取得元をできる限り具体化等をプライバシーポリシー等に盛り込む重要性を指摘。

2009年9月1日 (平成21年) 一部変更 (消費者庁の設置等に伴う形式変更)

2016年2月19日 (平成28年) 一部変更 (個人情報保護委員会の設置等に伴う形式変更)

#### 2016年10月28日 (平成28年) 一部変更 (2015年改正法・2016年行政機関個人情報保護法改正等に伴う変更)

- 個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランス:目的として、個人情報の保護に万全を期すことから、個人情報の保護及び 適正かつ効果的な活用の促進に取り組むことを明記。
- **主務大臣から個人情報保護委員会への監督権限の一元化**:全分野共通に適用される汎用的なガイドラインの策定、権限委任等事業所管大臣との連携による個別事案対応等を明記。
- その他:情報セキュリティ対策の取組、行政機関・独立行政法人等非識別加工情報、匿名加工情報等を明記。

### 2018年6月12日 (平成30年) 一部変更 (データ流通の国際化や情報セキュリティ対策の重要性等に伴う変更)

- 国際的な整合性への対応:法第6条に基づき、個人情報保護委員会が、国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずることを明記。
- 個人データに対する不正アクセス等への対応:情報セキュリティ対策として、個人情報保護委員会とNISC等の各省庁・関係機関との連携を行うことを明記。
- グローバルな視点での監督:経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴って増大する、個人情報を含むデータの 国境を越えた流通及び利用に関して、個人情報保護委員会が多角的な視点で対応することを明記。

# 基本方針の見直しの方針について①

### 1. 見直しの趣旨・背景等

政府は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第7条第1項の規定に基づき、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定、平成30年6月12日最終変更。以下「基本方針」という。)を策定しており、これに基づき、各府省庁、地方公共団体、事業者等が取組を実施しているところである。

この点、令和2年6月、平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定 (同法附則第12条)に基づき、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」(令和2年法律 第44号)により、自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの 流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、個人情報保護法が改正(以下「令和2年改正法」という。) され、令和4年4月より全面施行する予定である。

また、令和3年5月、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。)により、個人情報保護法、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)の3法を統合・一本化し、地方公共団体等における個人情報の取扱いについても全国的な共通ルールを設定するとともに、個人情報保護委員会が、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制を構築する等の観点から、個人情報保護法が改正(以下「令和3年改正法」という。)され、行政機関及び独立行政法人等関係は令和4年4月より、地方公共団体等関係は令和5年春頃より施行予定である。

そこで、令和4年4月からの令和2年改正法及び令和3年改正法の施行に向けて、両改正法の趣旨、デジタル社会の進展等の個人情報をめぐる内外の状況の変化等を踏まえ、基本方針の見直しを行う必要がある。

## 基本方針の見直しの方針について②

### 2. 見直しの方針について

基本方針の見直しを行うに当たっては、次の方針に従い、検討を進めるものとする。

- ①デジタル社会の進展等により、官民や地域の枠を超えた事業や政策を企画立案・実施・評価する際、個人情報等の適正な取扱いを図る要請が高まっていること等を踏まえ、個人情報取扱事業者や行政機関等における連携協力の強化や取組の充実の必要性等について記述する。また、その中で個人情報保護委員会が果たすべき役割について、体制面の整備も含め、明記する。
- ②令和2年改正法に基づく、開示・利用停止・消去等の個人による請求権の拡大、不適正利用の禁止、漏えい等報告や本人通知の義務化、個人関連情報の第三者提供の制限、越境移転における情報提供の充実、仮名加工情報制度の創設や特定分野を対象とする認定個人情報保護団体制度等を踏まえ、個人情報取扱事業者等に関する事項について、記述を更新する。
- ③令和3年改正法に基づき、複数の法律や条例から構成されていた法体系が個人情報保護法に統合・一本化し、その所管が個人情報保護委員会に一元化されるとともに、国立の病院・大学等について、民間事業者である病院や大学等と同じ規律を原則として適用し、学術研究機関等について、個人情報保護法を適用した上で、一部の義務に関し学術研究に係る例外規定を精緻化し、自主規範の策定・公表の努力義務を規定する等を踏まえ、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体や地方独立行政人等に関する事項について、記述を更新する。
- ④個人情報等の適正な取扱いを確保するため、漏えい等報告が義務化されたこと、個人情報保護委員会が個人情報等の取扱いを一元的に監視監督することを踏まえ、個人情報取扱事業者の個別事案への対応や行政機関等への対応について、示すべき内容を整理する。
- ⑤個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増大し、国際的な制度調和を図っていく必要がさらに増していること等を踏まえ、DFFT(信頼性ある自由なデータ流通)の推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築、国際動向の把握、国境を越えた執行協力体制の強化について、示すべき内容を整理する。